西日本高速道路株式会社契約規程実施細則

（平成１７年１０月２４日制定・平成１７年細則第７号）

最終改正　令和　７年　３月１８日

目次

第１章　総則（第１条－第８条の２）
第２章　競争契約（第９条－第３４条）
第１節　共通事項（第９条）
第２節　一般競争契約・条件付一般競争契約（第１０条－第２９条）
第３節　指名競争契約（第３０条－第３４条）
第３章　随意契約（第３５条－第４１条）
第４章　契約の締結（第４２条－第４７条）
第５章　契約の履行（第４８条－第６３条）
第６章　契約の解除及び変更（第６４条－第７１条）
第７章　雑則（第７２条－第７８条）
附則

第１章　総則

（目的等）

第１条　この細則は、西日本高速道路株式会社契約規程（平成１７年規程第１３号。以下「規程」という。）第１７条の規定に基づき、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）における契約事務の基本的な手続を定め、適正な契約事務を行うことを目的とする。

２　この細則が定める手続の細目については、工事、調査等、維持管理役務、単純役務、物品購入等又は労働者派遣の契約の種類（以下「契約の種類」という。）ごとに定める要領（以下「契約事務処理要領」という。）による。

（契約責任者及び検査責任者）

第１条の２　規程第５条に定める契約責任者及び検査責任者（以下「契約責任者等」という。）を本社、支社及び東京事務所（以下「支社等」という。）並びに事務所（以下「発注機関」という。）に置き、その職及び職務の範囲は別表１のとおりとする。

２　契約責任者は、規程並びに契約事務の手続を定める細則及び要領に則り、各発注機関の所掌に属する調達契約を締結する権限を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる調達契約を締結する権限については、この限りでない。

一　複数の支社等の所掌に属する調達契約並びに本社と支社等の所掌に属する調達契約を締結する権限については、本社の契約責任者が、複数の事務所の所掌に属する調達契約並びに支社と事務所の所掌に属する調達契約を締結する権限については、支社の契約責任者がそれぞ

れ有するものとする。

二　事務所の所掌に属する調達契約を締結する権限は、別表２のとおり、契約の種類及び規模に応じて、その一部が支社の契約責任者に帰属する。

３　前項に定める権限区分によることが難しい特別の事情がある場合で、本社又は支社（以下「上位機関」という。）の契約責任者が自らの有する権限を支社等又は事務所（以下「下位機関」という。）の契約責任者へ委任しようとするときは、社長の許可を受けなければならない。ただし、上位機関の契約責任者が下位機関の契約責任者が有する権限を代行しようとするとき又は別に要領で定めるものについては、この限りでない。

４　本社の契約責任者は社長名義により、支社等及び事務所の契約責任者は自らの名義により、調達契約を締結するものとする。

５　第２項第１号の規定にかかわらず、一の契約責任者では合理的な契約ができない特別の事情があるときは、この細則の特例を別に定めることにより、契約責任者を分任することができる。

（責任者代理）

第２条　契約責任者等の職にある者が、事故、出張、休暇、欠勤又は赴任期間中（以下「事故等」という。）のため、その職務を行うことができない場合で、かつ、その職務を行うことが急を要するときは、契約責任者等の職務を代理する者として、それぞれ契約責任者代理及び検査責任者代理（以下「責任者代理」という。）を置く。

２　責任者代理は、契約責任者等の名において、その職務を代理する。この際、責任者代理による職務である旨を明示するとともに、事後、速やかに代理した職務の内容を当該契約責任者等に報告しなければならない。

３　責任者代理の職は、別表３のとおりとする。

（責任者代行）

第２条の２　契約責任者等の職務の一部を代行する者として、それぞれ契約責任者代行及び検査責任者代行（以下「責任者代行」という。）を置く。

２　責任者代行は、契約責任者等の名において、その職務を代行するものとする。

３　責任者代行の職及び職務の範囲は、別表４のとおりとする。

４　下位の職位にある者が事故等のため、責任者代行の職務を行うことができない場合で、かつ、その職務を行うことが急を要するときは、直近の上位の職位にある者が代行するものとする。

（責任者補助）

第２条の３　契約責任者等の職務の一部を補助する者として、それぞれ契約責任者補助及び検査責任者補助（以下「責任者補助」という。）を置くことができる。

２　責任者補助を置く場合は、契約責任者等が責任者補助の職務の範囲を明示して、辞令書又は補助者任命簿により任命するものとする。

（契約の方法）

第３条　規程第６条に定める競争契約又は随意契約においては、会社から誘引（公募、指名（選

定を含む。）又は見積り方通知）することにより、相手方に契約の申込（入札又は見積り）を行わせ、会社が契約制限価格の制限の範囲内で最も有利な申込に対して承諾を与えることにより、契約を成立させる方法によるものとする。

２　前項にかかわらず、契約の性質及び目的を勘案して、契約制限価格を設定できない、又は設定を要しないと認められるものについては、会社が特定の１者に対して申込を行う随意契約の方法により、契約を成立させることができる。

（入札契約情報の開示及び情報管理）

第４条　入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報については、別に定める契約事務処理要領以外の要領（以下、単に「要領」という。）により公表し、透明性の確保を図るものとする。

２　前項の規定により公表する情報であって公表前のもの又は公表できないと認められる情報については、別に定める細則によりその管理を徹底するものとする。

（入札監視機能の強化）

第５条　契約手続の透明性の確保及び監視機能の強化を図るため、次の各号の措置を講じるものとする。

一　別に定める要領により、第三者で構成する入札監視委員会を設置し、当該委員会の意見を適切に反映させる。

二　別に定めるところにより設置された入札監視事務局において、入札手続の事前審査及び入札結果等の事後審査を行う。

（契約不適格者）

第６条　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

二　破産者で復権を得ない者

三　経営状態が著しく不健全である者

四　裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第２条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者

五　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者

六　調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不適当であると認められる者

２　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後３年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
七　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
八　前各号の一の規定により契約の相手方としない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
３　契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人とさせないことができる。

（競争参加資格）
第７条　規程第７条に定める競争参加資格に関して、取締役は、契約の種類ごとに、実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、経営の状況その他必要な事項について、競争に参加するのに必要な資格を定めることができる。この場合において、必要があると認めるときは、等級の格付けを行うものとする。
２　前項の場合において、取締役は、競争参加資格審査の申請者に対して、契約の種類ごとに、少なくとも３年に１回、又は必要の都度、一定の様式を定めて当該資格を審査するために必要な事項を申請させなければならない。
３　前項の申請においては、申請者が会社の定める不正行為等防止約款に同意することを条件としなければならない。
４　申請者に対する競争参加資格の認定については、取締役へ委任する。

（有資格者の違反行為に対する措置）
第８条　前条に定める競争参加資格を満たし登録している者（以下「有資格者」という。）が法令、契約等に違反する行為を行ったときは、要領で定めるところにより、当該有資格者に対し、前条に規定する資格を登録させる場合の評価点への反映及び資格登録の停止等の措置を講じるものとする。
２　前項の措置の決定については、取締役へ委任する。

第２章　競争契約

第１節　共通事項

（競争契約の方法）
第９条　規程第６条に定める競争契約の方法は、以下の各号に掲げるものとする。
一　一般競争　公告して競争参加者を募り、入札（契約の申込）をさせることにより競争に付する方法
二　条件付一般競争　一定の条件を付した公告をして競争参加者を募り、入札（契約の申込）をさせることにより競争に付する方法
三　指名競争　競争参加者を指名して、入札（契約の申込）をさせることにより競争に付する

方法

２　前項各号に掲げる競争契約の方法の実施基準は、契約事務処理要領による。

第２節　一般競争契約・条件付一般競争契約

（一般競争契約にかかる参加資格）

第１０条　契約責任者は、第７条に定める競争参加資格の有資格者（以下「有資格者」という。）であることのほか、契約ごとに、一般競争に参加するために必要な資格を定めることができる。

（条件付一般競争契約にかかる参加条件）

第１０条の２　契約責任者は、有資格者であることのほか、必要があるときは、そのつど、契約ごとに、条件付一般競争に参加するのに必要な条件を定めることができる。

（委員会の設置）

第１１条　契約責任者は、第１０条の規定に基づき一般競争に参加するのに必要な資格を定める場合又は前条の規定に基づき条件付一般競争に参加するのに必要な条件を定める場合、若しくは第１４条の規定に基づき当該競争参加資格又は条件（以下「競争参加資格等」という。）を有するかどうかを審査する場合は、別に定める要領で設置された委員会に諮るものとする。

（競争参加資格等の審査の申請）

第１２条　契約責任者は、第１０条の規定により資格を定めた場合又は第１０条の２の規定により条件を定めた場合は、競争に参加する者の競争参加資格等の適否を審査するために必要な事項を入札の公告で明らかにしておき、あらかじめ競争に参加する者に申請させなければならない。

（入札の公告）

第１３条　契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に付する場合は、原則として入札執行期日の前日から起算して少なくとも４０日前に社屋内掲示及びホームページ掲載その他の方法により当該入札を公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認められる場合は入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。

（競争参加資格等の審査）

第１４条　契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に参加する者が第１２条の申請をした場合は、入札執行期日の前日までに、第１０条に定める資格又は第１０条の２に定める条件について、その者が競争参加資格等を有するかどうか、審査を行うものとする。ただし、別に要領で定める場合は、入札執行の後にその者が競争参加資格等を有するかどうかを、審査することができる。

２　契約責任者は、協定締結会社（西日本高速道路株式会社グループ会社管理規程（平成１８年規程第１５号第３条第１項第一号に規定する子会社及び同項第ニ号に規定する関連会社（以下「関連会社」という。）をいう。以下同じ。）については、原則として競争参加資格を認めては

ならない。ただし、契約事務処理要領で定めるところにより、規程第３条に定める契約の基本方針に反せず、一般競争入札及び条件付一般競争入札への参加を認めても支障がないと判断されるものについては、この限りでない。

（経営状態の調査）

第１５条　契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に参加する者の経営状態その他について審査する必要があるときは、財務諸表その他の資料の提出を求め、十分な調査を行わなければならない。

（入札に必要な書類の交付）

第１６条　契約責任者は、公告を行ったときは、入札執行期日の前日までに、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を交付するものとする。

一　契約書の用紙

二　入札者に対する指示書

三　共通仕様書

四　特記仕様書

五　設計書（金額が記載していないもの）

六　設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）

七　その他の入札に必要な書類

八　前各号の追録その他これを補足する書類

２　前項の書類について、必要があるときは、返還させるものとする。

（現場説明等）

第１７条　契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に付する場合、入札に付する事項についての現場説明又は机上説明は、特に必要があると認めるときを除き、行わないものとする。

２　契約責任者は、特に必要があると認め、現場説明又は机上説明を行う場合は、場所及び日時を指定して行うものとする。

（契約制限価格の作成）

第１８条　契約責任者は、規程第９条に定める契約制限価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって設定し、その契約制限価格を記載した書面（以下「契約制限価格書」という。）を封書にして、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。ただし、別に定める場合においては、封書にしないことができる。

（契約制限価格の設定方法）

第１９条　契約制限価格は、第４３条各号に規定する契約金額の約定方法ごとに、次の各号に定めるところにより設定するものとする。

一　総価契約　総価で設定する。

二　総価単価契約　総価で設定する。

三　単価契約　契約制限価格を設定するために定めた単価項目ごとの予定数量に単価を乗じて得た額の合計額。ただし、当該予定数量は契約の約定内容とはしないものとする。

２　前項の契約制限価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（契約制限価格の秘密保持）

第２０条　契約制限価格及び契約制限価格作成の基礎となった書類は、第４条の規定により契約締結後に公表される場合を除き、秘密とする。

（委任状等の確認）

第２１条　契約責任者は、代理人又は使者によって入札に参加する者がある場合は、入札の執行に先立ち、代理人によって行う入札については委任状が、使者によって行う入札についてはこれを証する書面が、それぞれ正当なものであるかどうかを確認しなければならない。

（誓約書の徴取）

第２２条　契約責任者は、入札を執行するにあたり、入札に参加する者から当該入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行っていないことを約する旨の誓約書を徴取しなければならない。ただし、第７条第３項の規定に基づき会社が定める不正行為等防止約款に同意した有資格者については、この限りでない。

（入札書の投入）

第２３条　契約責任者は、入札執行の場所及び日時に入札書を持参させ入札箱に投入させなければならない。ただし、契約事務処理要領で定める場合は、この限りでない。

２　入札書は、入札を執行する社員が指示して、入札箱に投入させなければならない。

３　入札に参加しようとする者は、入札書を入札箱へ投入する前であれば、いつでも入札を辞退することができる。

４　契約責任者は、入札書を入札箱に投入させた後は、入札者にその投入した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

５　契約責任者は、別に定めるところにより、全ての入札参加者から入札書の提出時に単価表又は内訳書（以下「単価表等」という。）を提出させることができるものとする。提出させた後は、単価表等の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

（開札）

第２４条　契約責任者は開札を行う場合は、公告に示した入札執行の場所及び日時に、入札者の面前において、入札者全員の入札書が投入されたことを確認したのち直ちに行う。ただし、契約事務処理要領で定める場合は、入札者の面前において行うことを要しないものとする。

２　前項の開札を行ったのち、落札者となるべき者が決定する場合は最高又は最低入札者名及びその入札価格を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低（売却の場合は「最高」とする。

以下同じ。）入札価格のみを朗読することとする。ただし、第２７条第１項第２号に規定する総合評価落札方式の場合については、要領で定める。

（電子入札）

第２４条の２　前２条の規定にかかわらず、電子入札システムによる入札を行う場合の手続きは、要領で定める。

（入札の無効）

第２５条　契約責任者は、開札を行った入札書が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該入札書を無効としなければならない。

一　入札金額が訂正してある場合

二　入札者の記名押印又はそれに代わる入札者の特定及び改ざんの阻止のための措置が欠けている場合

三　誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確な場合

四　入札の目的に示された要件と異なっている場合

五　条件が付されている場合

六　同一入札者の入札書が２通以上投入されている場合

七　再度入札の場合で、前回の最低額を上回る金額（売却の場合は、前回の最高額を下回る金額）で入札されている場合

八　前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札書に関する必要な条件を具備していない場合

２　契約責任者は、入札者が次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。ただし、別に契約事務処理要領で定める場合は、第２号に掲げる事項に該当するときであっても、入札を有効とすることができる。

一　競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が入札を行った場合

二　郵便又は電報により入札を行った場合

三　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

四　明らかに連合によると認められる入札を行った場合

五　社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合

六　第２２条に定める誓約書が提出されていない場合

七　申請書等に虚偽の記載をしていると認められる場合

八　単価表等を提出させる際に、提出がなされなかった場合又は不備が著しい場合

九　前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

３　契約責任者は、当該入札が明らかに連合によると認められる場合は、当該入札を無効としなければならない。

４　第１項の規定により入札書を無効としたとき、第２項の規定により入札者の行った入札を無効としたとき又は前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札者に対して明らかにしなければならない。

５　契約責任者は、落札者が無効の入札を行っていたと認める場合は、落札決定を取り消すものとする。

（再度入札）

第２６条　契約責任者は、第２４条第１項の規定により開札を行った結果、入札者の入札のうち契約制限価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに又は別に日時を定めて再度の入札を行うことができる。ただし、その回数は１回を限度とする。

２　契約責任者は、前項に規定する再度の入札を行う場合は、当初の入札に参加しなかった者及び前条第２項の規定により入札を無効とされた入札者を参加させてはならない。

３　第１項の規定により再度の入札を行う場合は、契約制限価格その他の条件を変更してはならない。

４　再度の入札を行うに当たっては、前２項の規定によるほか、第２３条第２項から第５項まで及び第２４条の規定を準用する。

（落札者の決定方法）

第２７条　契約責任者は、当該契約の内容、性質又は目的に鑑み、次の各号に掲げる方法のいずれかにより落札者を決定するものとする。

一　価格落札方式　契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式

二　総合評価落札方式　契約制限価格の制限の範囲内で、価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者とする方式

２　削除

３　契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札を行った２者以上の者により、前条第１項の規定に準じて再度の見積りを行わせて落札者となるべき者を決定することとする。ただし、再度の見積りを行わせてもなお落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の見積りを行わせることが不適当と認められる場合は、当該入札を行った２者以上の者にくじを引かせて落札者となるべき者を決定する。

４　契約責任者は、第３項ただし書きの場合で、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない社員にくじを引かせることができる。

５　契約責任者は、第１項各号の場合で、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格落札方式の場合は最低の価格をもって申込みをした者を、総合評価落札方式の場合はその評価が会社にとって最も有利な者を落札者とすることができる。

６　契約責任者は、落札者となるべき者の入札価格の内訳又は工種ごとの単価その他について条件が付されている場合で、当該条件が満たされないときは、当該入札者を落札者とすることができない。

７　契約責任者は、第３項の規定により決定した落札者となるべき者が契約を締結しない場合及

び前項の規定により落札者としない場合は、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格落札方式の場合は最低の価格をもって入札した者、総合評価落札方式の場合は、その評価が会社にとって最も有利な者を落札者となるべき者とすることができる。

（競争契約後の随意契約等）

第２７条の２　契約責任者は、落札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないときは、再度の一般競争又は条件付一般競争の手続に移行することとし、随意契約による契約の締結は行わない。ただし次の各号の一に該当する場合であって、要領で定める委員会においてあらかじめ認められたときに限り、当該競争に参加した者から見積書を徴取して随意契約を締結することができる（以下「不落随意契約」という。）。

一　災害復旧等の緊急性のある場合

二　予算的な制約、事業執行上の制約等により時間的余裕がない場合

三　工事の施工内容の特殊性や資材価格等の急激な変動等により市場価格を反映した合理的な積算が困難なために一般競争又は条件付一般競争に付しても入札者がいない、又は落札者がない若しくは再度の入札に付しても落札者がないおそれが高いものとして積算を担当する取締役が認めた場合

２　前項ただし書の場合で、不落随意契約を締結しようとするときは、価格落札方式の場合は最低価格の入札者から、総合評価落札方式の場合は価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者から、順次見積書を徴取するものとする。この場合、見積りの価格が契約制限価格の制限の範囲内に達する、又は当該入札者が見積りを辞退するまで、見積りを繰り返すことができる。

３　前２項の場合は、当初競争に付するときに定めた契約制限価格その他の条件を変更してはならない。ただし、契約保証金、履行を保証する書面（以下「保証証書」という。）及び履行期限については、この限りでない。

（落札者の告知）

第２８条　契約責任者は、落札者となるべき者が決定したときはその者の氏名及び落札となるべき金額を、落札者となるべき者がいないとき又は再度の入札を行おうとするときは、その旨を、入札者全員に知らせなければならない。

２　前項において落札者となるべき者が決定した旨を入札者全員に通知した場合には、競争状態は終了し、当該落札者となるべき者以外の入札者が行った入札に係る契約申込の効力は失われる。

（落札決定後に契約締結しない場合の随意契約）

第２８条の２　契約責任者は、競争により落札者を決定した後に契約が締結されない場合は、当該競争に参加した者と随意契約を締結することができる。

２　随意契約の交渉は、契約制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格落札方式の場合は最低入札者、総合評価落札方式の場合はその評価が会社にとって最も有利な者から順次行うものとする。

３　前項の交渉においては、相手方が当初の競争において示した入札価格その他の契約申込に係る内容が、本件随意契約においても有効であることについて了解した場合に、契約の相手方として決定することができる。
４　相手方が本条に規定する随意契約の交渉を辞退した場合であっても、これを入札書の取消し等とは取り扱わない。

（入札状況調書の作成）
第２９条　契約責任者は、入札を執行したときは、速やかに入札状況を明らかにした入札状況調書を作成しなければならない。
２　第２７条の２及び前条の規定により随意契約の交渉を行ったときは、その状況を入札状況調書に記載するものとする。

（入札不調時の再発注）
第２９条の２　契約責任者は、一般競争若しくは条件付一般競争に付しても入札者がいないとき、又は落札者がないとき若しくは再度の入札に付しても落札者がないとき（第２７条の２及び第２８条の２に規定する随意契約の手続を行っても契約の相手方がいないときを含む。）は、再度の一般競争又は条件付一般競争の手続に移行するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、契約責任者は、第２７条の２第１項各号の一に該当する場合、再度の一般競争の手続に移行することなく随意契約の手続に移行することができる。
３　第１項の規定にかかわらず、契約責任者は、第２７条の２第１項各号の一に該当する場合、再度の条件付一般競争の手続きに付すことなく随意契約の手続に移行することができる。

第３節　指名競争契約

（指名基準）
第３０条　取締役は、競争に参加させる者を指名しようとする場合で、必要があるときは、契約の種類ごとに、その指名する場合の基準を定めることができる。

（競争参加者の指名）
第３１条　契約責任者は、指名競争に付する場合は、前条に定める基準により適正な者を選択して、競争に参加させる者をなるべく１０者以上指名しなければならない。ただし、別に要領で定めるものについては、１０者未満とすることができる。
２　前項の競争に参加させる者は、工事又は調査等の契約においては、有資格者のうちから指名しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、有資格者以外の者であっても競争に参加させる者を指名することができる。
一　契約を緊急に締結する必要がある場合
二　特別の技術、経験等が必要である場合
三　共同企業体と契約を締結する場合
四　その他会社の業務遂行上特に必要と認める場合

３　契約責任者は、競争に参加させる者を指名したが、入札辞退等により当該競争入札に参加すべき者が１者となったときは、新たな競争に参加させる者がいない場合を除き、入札を執行してはならない。この場合において、さらに指名競争に付するときは、当該競争入札において入札辞退等した者を除外して指名しなければならない。
４　契約責任者は、指名競争の結果、落札者がない場合で、さらに指名競争に付するときは、当該競争入札に参加した者を除外して指名しなければならない。
５　契約責任者は、落札者が契約を締結しない場合で、さらに指名競争に付するときは、当該落札者を除外して指名しなければならない。
６　協定締結会社については、原則として指名してはならない。ただし、契約事務処理要領で定めるところにより、規程第３条に定める契約の基本方針に反せず、指名競争入札への参加を認めても支障がないと判断されるものについては、この限りでない。

（委員会の設置）
第３２条　契約責任者は、前条の規定により競争に参加させる者を指名する場合で、必要があるときは、契約の種類ごとに、合理的かつ適正な指名を行うための委員会を設けてこれに諮るものとする。
２　前項に規定する委員会の構成及び運営については、要領で定める。

（指名通知）
第３３条　契約責任者は、指名競争による場合で、当該競争に参加する者を決定したときは、次に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。
一　入札に付する事項
二　契約条項を示す場所
三　入札執行の場所及び日時
四　その他必要な事項

（一般競争・条件付一般競争に関する規定の準用）
第３４条　第１５条から第２９条の２までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合、「一般競争」又は「条件付一般競争」とあるのは「指名競争」と、第１６条第１項及び第２４条第１項中「公告」とあるのは「指名通知」と読み替える。
２　前項の規定にかかわらず、第２９条の２第３項の規定は、１件あたりの公告時点の概算金額（税込）が政府調達協定基準額以上の指名競争の場合に準用しない。

第３章　随意契約

（随意契約の方法）
第３５条　規程第６条に定める随意契約の方法は、次の各号に掲げるものとする。
一　企画競争　企画の提案者を公告により募る、又は選定することにより、提出された企画の内容を競わせることにより特定した１者に見積り（契約の申込）をさせる方法

二　見積競争　任意に特定の複数者を選定して、見積り（契約の申込）をさせることにより価格の競争に付する方法

三　特命契約　任意に特定した１者に見積り（契約の申込）をさせる方法

２　前項第３号の方法による場合で、契約の性質及び目的を勘案して、契約制限価格を設定できない、又は設定を要しないと認められるものについては、会社から契約の申込を行うこととし、第３６条から第４０条までの規定は適用しない。

（随意契約の実施基準）

第３５条の２　規程第６条第１項第１号から第３号まで及び第５号に基づき随意契約を締結する際の実施基準については、契約事務処理要領で定める。

２　契約責任者は、規程第６条第１項第４号に基づき、関連会社と契約事務処理要領で定める業務の契約をする場合には、随意契約を締結することができる。

（見積者の決定）

第３６条　契約責任者は、企画競争による場合は、適切な者を選択して企画提案書を提出させ、その中から１者を特定して見積書を徴取することとする。

２　契約責任者は、見積競争による場合は、工事及び調査等の契約については有資格者のうちから、その他の種類の契約については会社にとって有利な申込みを期待できる者のうちから、適当な者を原則として２者以上選択して見積書を徴取することとする。

３　契約責任者は、特命契約による場合は、特定の１者に命じて見積書を提出させることとする。ただし、別に要領で定めるときは、見積書を提出させることを省略できるものとする。

４　企画競争及び見積競争については、原則として協定締結会社から見積書を徴取してはならない。ただし、見積競争の場合で、契約事務処理要領で定めるところにより、規程第３条に定める契約の基本方針に反せず、見積書を徴取して価格の競争に参加させたとしても支障がないと判断されるものについては、この限りでない。

５　第３０条、第３１条第２項及び第３２条の規定は、見積をさせる者（以下「見積者」という。）を決定する場合に準用する。この場合、「競争に参加させる者」とあるのは「見積者」と読み替える。

（見積り方通知等）

第３７条　契約責任者は、前条の規定に基づき、あらかじめ見積者を決定した場合は、次に掲げる事項について、その者に期限を定めて見積り方の通知をしなければならない。ただし、別の要領で定める場合にあってはこの限りでない。

一　見積りする事項

二　契約条項が記載された書面を交付する場所

三　見積書の提出期限

四　その他必要な事項

２　前項の場合において、必要があるときは、見積者に対する指示書、仕様書、設計書（金額が記載していないもの）、設計図その他の必要な書類を交付することができる。なお、交付する書

類については、第１６条第２項及び第１７条の規定を準用する。

（契約制限価格の作成）

第３８条　随意契約による場合で、契約制限価格を作成する必要があるときは、第１８条から第２０条までの規定を準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積り」と読み替える。

２　契約責任者は、前項の規定にかかわらず、１件の設計額が２５０万円以下のもの又は契約の性質上契約制限価格の設定を要しないと認められるものについては、契約制限価格書の作成を省略することができる。

（見積書の徴取）

第３９条　第２１条から第２５条まで及び第２９条の規定は、見積書を徴取する場合に準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積り」と、「入札状況」とあるのは「見積状況」と、「開札」とあるのは「見積り合わせ」と、「公告」とあるのは「見積り方通知」と、「落札者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札状況調書」とあるのは「見積状況調書」と読み替える。

（随意契約の相手方の決定）

第４０条　契約責任者は、第３６条の規定に基づき見積書を徴取した場合は、契約制限価格の制限の範囲内（契約制限価格の設定を省略している場合は、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。以下、本条において同じ。）で、最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とするものとする。ただし、総合評価落札方式による場合は、契約制限価格の範囲内で、価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を相手方とすることができる。

２　第３５条の２第２項の規定により随意契約を締結するときは、契約制限価格を作成することなく、見積者と契約内容及び契約金額に係る協議を行い、合意を得た場合は、その合意した価格をもって当該見積者を相手方とする契約を締結することができる。

３　契約責任者は、前条の規定により見積り合わせを行った結果、見積者の見積りのうち契約制限価格の制限の範囲内に達した価格の見積りがない場合は、第２６条の規定を準用して再度の見積り合わせを行うことができる。ただし、この場合、見積りの価格が契約制限価格の制限の範囲内に達する、又は全ての見積者が見積りを辞退するまで、見積りを繰り返すことができる。

（随意契約の相手方の決定の特例）

第４１条　第３６条、第３７条、第３９条及び第４０条の規定にかかわらず、契約責任者は、価格又はその他の条件により２回以上の申込みを認めるせり上げ又はせり下げ方式により、価格又はその他の条件が会社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方として決定することができる。

第４章　契約の締結

（契約締結の通知）

第４２条　契約責任者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したと

きは、これらの者に直ちに、契約を締結する旨の通知をしなければならない。ただし、第４６条の規定に基づき契約の保証を求める契約については、契約保証金の納付又は担保の提供若しくは保証書等の提出を確認したときとする。

２　前項の通知をする場合は、契約書の提出期限その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

３　契約書の作成日は、第４６条の規定に基づき契約の保証を求める契約については、契約保証金の納付又は担保の提供若しくは保証書等の作成した日とし、それ以外の契約については落札者を決定した日又は契約の相手方を決定した日とする。

（契約締結の通知の省略）

第４２条の２　前条の規定にかかわらず、別に要領で定めるときは、契約を締結する旨の通知を省略できるものとする。

（契約金額の約定方法等）

第４３条　契約金額の約定の方法等は、次の各号のいずれかとする。

一　総価契約　契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定するもの。この場合、契約の内容又は性質により、落札決定後に総価額の内訳書の提出を求めることができる。

二　総価単価契約　次の各号の細分の一に該当するときに、契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定することに加え、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定するもの。この場合、落札決定後に単価表を提出させなければならない。

イ　契約の内容又は性質上、数量の変動が見込まれるもの

ロ　部分払を行うために、履行状況を確認する必要があるもの

三　単価契約　契約の内容又は性質上、数量を確定することができないため、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの

（契約書の作成）

第４４条　契約責任者は、第４２条第１項の通知を行ったときは、規程第１１条に基づき、遅滞なく契約書を作成しなければならない。なお、契約書の標準となるべき書式が契約事務処理要領で定められている場合は、当該書式を準用するものとする。

２　契約責任者は、契約書を作成するにあたり、次の各号に掲げるもののうち、契約の性質又は目的に応じ、当該契約に必要と認められる書類を契約書の附属書類として、契約書の一部としての効力を持たせなければならない。

一　入札者又は見積者に対する指示書の写し

二　共通仕様書

三　特記仕様書

四　設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）

五　その他契約に必要な書類

３　契約責任者は、契約書を作成する場合で、第４２条に規定する契約締結の通知後正当な理由がなく、１４日以内に契約の相手方が契約書に記名押印しないとき又は契約責任者が契約書に

記名押印しないときは当該契約が確定しない旨を、あらかじめ入札（見積）者に対する指示書で明らかにしておかなければならない。

４　契約責任者は、前項の場合で、契約締結の通知後に正当な理由なく契約の相手方が契約書に記名押印しないときは、当該契約が確定しなかった旨を、また契約責任者が契約書に押印しないときはその理由を契約の相手方に通知しなければならない。

５　前４項の規定に定めるもののほか、電子契約システムにより契約書を作成する場合の手続きは、要領で定める。

（契約書作成の省略）

第４５条　契約責任者は、規程第１１条ただし書きにより１件の契約金額が２５０万円以下で、法令等に契約書の作成が定められていないなど特に支障がないと認められる契約については、見積書に、契約の名称、履行場所、履行期限及び契約金額のほか契約上必要な事項を記載してこれに代えさせることができる。この場合の附属書類については前条の規定を準用する。

第４５条の２　前２条の規定にかかわらず、別に要領で定めるときは、契約書の作成を省略できるものとする。

（契約保証金）

第４６条　契約責任者は、規程第１２条の規定に基づき、契約の相手方から契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約責任者が必要ないと認めた場合は、これを免除することができるものとする。

２　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかの担保の提供又は保証契約の締結をもってこれに代えることができる。

一　契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

二　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、確実と認められる金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

三　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

四　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

五　その他確実と認められる担保で別に定めるもの

３　契約責任者は、契約金額の変更があった場合は、契約保証金又は保証の額が変更後の契約金額の１０分の１又は変更後の契約金額に当初契約時の契約保証金の割合を乗じた金額に達するまで、契約保証金又は保証の額の増額を請求することができる。

４　契約責任者は、第１項の契約保証金について、契約の目的物の受渡しを要する契約についてはその受渡しを行ったときに、契約の目的物の受渡しを要しない契約については、債務の履行が完了したことを確認したときに納入者に返還するものとする。

５　契約責任者は、第２項の規定による有価証券等の提供又は保証証書の交付を受けた場合における当該有価証券等若しくは保証証書の返還については前項の規定を準用する。

（契約保証金等の帰属）

第４７条　契約責任者は、前条第１項の規定により納付された契約保証金（前条第２項第１号に規定する有価証券等を含む。）について、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約保証金を会社に帰属させなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について別段の定めをしたときは、当該定めによるものとする。

２　契約責任者は、前条第２項第２号から第５号に規定する保証契約について、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、当該保証債務の履行を求めるものとする。

第５章　契約の履行

（承諾事項）

第４８条　契約責任者は、契約の相手方が行う契約上の債権及び債務の譲渡、履行債務の第三者への委任その他の契約の履行に影響を及ぼす行為については、契約責任者による事前の承諾又は承認が必要であり、そのためには書面により申請させるよう契約書又はその付属書類において約定しておかなければならない。

２　契約責任者は、前項の申請を受けた場合は、次に掲げる観点から審査を行い、相手方へ書面により回答するものとする。

一　当該契約の履行への影響

二　当該契約の入札及び契約の過程を踏まえた競争性、公平性等の確保

三　第三者への委任等による当該契約の形骸化

四　その他当該契約について必要と判断される事項

（履行遅滞）

第４９条　契約責任者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合は、契約を解除しないで、相当の期間を定め、これを履行遅滞として取扱うことができる。

（履行遅滞に対する損害金）

第５０条　契約責任者は、前条の規定により履行遅滞の取扱いをした場合は、契約金額（目的物の受渡しを要する契約において、既に受渡しを行った部分があるときは、その部分を除く。）について遅延日数１日につき年３パーセントの割合で計算した金額を契約の相手方から履行遅滞に対する損害金（履行遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）として徴収しなければならない。

２　契約責任者は、前項の損害金を会社の指定する期限内に支払わせるよう約定しておかなければならない。

第５１条　削除

（損害負担の措置）

第５２条　契約責任者は、契約の目的物の受渡し前に生じた損害は、契約の相手方の負担としなければならない。ただし、会社の責めに帰する理由による損害については、会社の負担としなければならない。

２　契約責任者は、前項の場合において、天災その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を会社の負担とすることができる。

（監督）

第５３条　規程第１３条に規定する監督の方法については、要領で定める。

（検査）

第５４条　規程第１４条に基づき、契約責任者は、契約の相手方から債務の履行を完了した旨の書面による届出を受理したときは、検査責任者に検査を依頼し、又は検査を行い、当該検査の結果、債務の履行が完了したものと確認したときは、契約の相手方にこの旨を通知し、必要があるときは認定書を交付することができる。

（債務の一部不履行）

第５５条　契約責任者は、前条に規定する検査の結果、債務の一部が履行されていないことを確認したときは、契約の相手方に期限を定めて修正又は補完を請求しなければならない。

２　前項に定める修正又は補完を完了したときは、当該修正又は補完を完了した部分につき前条の規定を準用する。

（受渡し）

第５６条　契約責任者は、第５４条に規定する通知又は認定書の交付をした場合で、契約の目的物又はその成果品の受渡しを必要とするときは、直ちに契約の相手方にその物の受渡しを要求しなければならない。

２　前項に定める受渡行為があったときは、受渡書を受理して当該受渡しに関する権利関係を明確にしておかなければならない。ただし、契約の性質上又は内容が受渡書を要しないと認められるものについては、この限りでない。

（契約不適合責任）

第５７条　契約責任者は、契約の目的物の引渡しを受けた後、別に契約事務処理要領で定めるかし担保期間内に、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあった場合は、契約の相手方に相当の期間を定めて、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を命じるとともに、必要があると認められるときは、損害賠償を請求しなければならない。

２　前項に基づき相当の期間を定めて履行の追完を請求するも、その期間内に履行の追完がないときは、契約責任者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

（代価の支払措置）

第５８条　契約責任者は、代価を支払う場合には、契約の相手方に所定の請求書を提出させ、当該代価に係る約定期間内にこれを支払うよう約定しておかなければならない。ただし、前払金及び概算払金を除く代価を支払う場合は、当該部分についてあらかじめ検査に合格していることを確認しなければならない。

２　契約責任者は、前項の場合において、違約金、遅延損害金、賠償金その他の徴収すべき金額があるときは、支払代価からこれらの金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴できるよう約定しておかなければならない。

（遅延利息）

第５９条　契約責任者は、契約の相手方から支払請求があった場合で、会社の責めに帰すべき理由により、前条第１項に規定する約定した支払期間を経過して代価を支払うときは、その支払金額に対し、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの遅滞日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。

２　契約責任者は、会社の責めに帰すべき理由により約定した検査期間内に検査をしなかったときは、その期間満了の日の翌日から検査を完了した日までの遅滞日数を約定した支払期間の日数から差し引いた期間内に代価を支払わなければならない。

３　前項の場合で、検査の遅滞日数が約定した支払期間を超えるときは、その超える日数について、年３パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

（前金払）

第６０条　契約責任者は、契約金額のうちから前払金を支払おうとする場合は、契約事務処理要領で定める前払金の基準に基づき、その支払うべき金額を約定しなければならない。

２　契約責任者は、前項の前払金を支払おうとする場合は、契約の相手方に公共工事の前払金保証事業会社との契約の履行期間を保証期間とする前払金保証契約を締結させ、その保証証書を会社に寄託させなければならない。

３　契約責任者は、前払金を当該契約を履行するため以外の目的に使用させてはならない。

４　契約責任者は、契約内容の変更その他の理由により契約代金の額又は履行期限を変更した場合で、前払金額を増減し、又は前払金の保証期間を変更させようとするときは、あらかじめ、これに伴う措置を約定しておかなければならない。

５　契約責任者は、部分払を行う場合で、契約の相手方に前払金を支払っているときは、償却を完了するまで、出来高の全体に対する割合をその前払金に乗じて得た額に相当する額を支払うべき部分払いの額から控除するよう約定しておかなければならない。

（部分払）

第６１条　契約責任者は、部分払を行おうとする場合は、契約事務処理要領で定める部分払の基準に基づき、あらかじめ、その支払率、回数、支払期限等を約定しておかなければならない。

（代価の精算）

第６２条　契約責任者は、契約の目的物の受渡しを要する契約についてはその受渡しを行ったとき、契約の目的物の受渡しを要しない契約については債務の履行が完了したことを確認したとき、当該契約の債務に係るすべての代価を精算するよう約定しておかなければならない。
２　第５８条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（代価の徴収方法）
第６３条　契約責任者は、会社の財産を譲渡し、又は貸与する場合で、徴収すべき代価があるときは、当該財産の引渡し又は貸与の前に約定した代価を納入させなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたとき又は機械、物品等の貸与に伴う使用料、損料その他の代価を徴収しようとするときは、相当の期間を定め、分割して納入させることができる。
２　第５８条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第６章　契約の解除及び変更

（契約の解除）
第６４条　契約責任者は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合又は会社の事業運営上必要がある場合は、契約の全部又は一部を解除することができるよう約定しておかなければならない。
一　正当な理由によらないで契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は約定期限までに債務の履行を完了する見込みがないとき。
二　正当な理由によらないで契約の解除を申し出たとき
三　前各号に掲げる場合のほか契約上の業務に違反していると認められるとき。
２　前項の規定により契約を解除した場合においては、出来形（履行済み、納入済み等を含む。以下同じ。）部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する代金を支払うものとする。

（履行請求）
第６５条　契約責任者は、契約の相手方が前条第１項各号の一に該当する場合で、完成保証人を立てているときは、契約を解除しないで当該完成保証人に対し債務の履行を完了すべきことを請求しなければならない。
２　契約責任者は、前項の請求を行った場合は、完成保証人に、契約の相手方が会社に対して有する債権及び債務の全部又は一部を承継させなければならない。この場合、承継当事者双方、保証事業会社その他の関係人を立ち会わせたうえ、書面をもって、権利関係を確認しておかなければならない。

（契約解除における違約金の徴収）
第６６条　契約責任者は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により当該契約を解除したときは、契約の相手方から、契約金額の１０パーセント以上の違約金を徴収できるようあらかじめ約定しておかなければならない。

２　契約責任者は、完成保証人を立てさせている契約については、契約の相手方若しくは完成保証人又はそのいずれからも、契約金額の１０パーセント以上の違約金を徴収できるようあらかじめ約定しておかなければならない。
３　契約責任者は、契約保証金を納入させ又は保証証書を提出させている契約においては、違約金に代え、契約保証金又は保険金を充当することができるようあらかじめ約定しておかなければならない。

（談合等不正行為に係る違約金）
第６６条の２　契約責任者は、前条に規定する違約金に加え、談合等不正行為があった場合に契約金額の１０パーセントの違約金を徴収すること、及び不正行為への関与状況等によってはさらに契約金額の５パーセント又は１０パーセントの違約金を徴収することができるよう、あらかじめ約定しておかなければならない。

（損害賠償の請求）
第６７条　契約責任者は、契約の相手方又はその完成保証人の責めに帰すべき理由により、当該契約に関し会社が損害を受けたときは、その損害の賠償を契約の相手方又はその完成保証人に請求することができるようあらかじめ約定しておかなければならない。

（契約の変更）
第６８条　契約責任者は、契約の内容に変更が生じたときは、当初の契約において企図した目的の範囲内で、当該契約を変更することができる。ただし、追加契約の内容が当初契約の目的の範囲を逸脱するもの、著しい量的変更を伴うものその他当初契約に規定する債務との同一性を失わせるものについては、別途の契約としなければならない。
２　追加契約を原契約の変更により処理することができる契約の種類及び程度については、契約事務処理要領で定める。
３　契約責任者は、契約の内容を変更したときは、契約書及びその附属書類を改訂しなければならない。この場合においては、第４２条及び第４４条の規定を準用する。

（契約金額等の変更方法）
第６９条　契約責任者は、契約金額又は契約単価を変更しようとする場合は、見積書又は承諾書を契約の相手方から徴取しなければならない。

（履行期限の変更方法）
第７０条　契約責任者は、契約の履行期限を変更しようとする場合は、契約の相手方と協議のうえ、変更日数その他必要な事項を決定しなければならない。
２　契約責任者は、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合は、その理由、延期日数等を書面により届け出させるものとし、契約の相手方と協議のうえ、変更日数その他必要な事項を決定しなければならない。

（変更による損害の補填）

第７１条　契約責任者は、会社の責めに帰すべき理由により、契約内容を変更した場合において、契約の相手方が損害を受けたと認められるときは、これを補填する措置をとるものとする。

２　前項の場合については、契約の相手方に損害の種類、損害額その他請求の理由を書面により届け出させるものとする。

第７章　雑則

（契約台帳）

第７２条　契約責任者は、契約を締結したときは、特に軽微な契約を除き、その都度、契約台帳をもって必要な事項を明確にしておかなければならない。

（他の関係する契約責任者への通知）

第７３条　契約責任者は、契約を締結した場合において、当該契約の履行について必要があると認めるときは、その都度他の関係する契約責任者に、契約を締結したこと、その他必要な事項を通知し、又は依頼しなければならない。

（報告事項）

第７４条　支社長及び東京事務所長（以下「支社長等」という。）は、契約の種類ごとに、契約の締結状況を財務部長に報告しなければならない。

２　支社長等は、次の各号の一に該当する場合は、特に軽微な契約を除き、その都度、次の各号に掲げる事項を取締役に報告しなければならない。

一　損害金若しくは違約金の徴収又は損害賠償金の請求を行った場合

二　第５７条１項の履行の追完又は第５７条第２項の代金の減額を請求した場合

三　契約を解除した場合

四　契約の履行を長期に渡って中止した場合

五　遅延利息の支払又は損害の賠償を行った場合

六　契約上の紛争が生じた場合

七　その他特に必要があると認めた場合

（適用除外）

第７５条　この細則は、法令の規定又は国、地方公共団体、他の高速道路会社等との協定に基づき契約を締結する場合は、適用しない。

（談合情報等への対応）

第７６条　入札談合等不正行為に関する情報を得た場合の対応は、要領で定める。

（国際入札の特例）

第７７条　契約を国際入札の方法により締結しようとする場合は、この細則の特例を別に定める。

（責任者代行の特例）

第７８条　取締役は、海外で事業を行うために必要があるときは、細則第２条の２で規定する責任者代行の職務の全部又は一部を、現に職務を行うべき者以外の者を指定して行わせることができる。

２　前項の場合において、当該指定を受けた者が執行した職務の責任は、当該指定を受けた者に帰属する。

３　前項の実施にあたって必要な事項は、別に定めるところによる。

（実施手続）

第７９条　この細則に定めのない事項については、契約事務処理要領その他の要領で定める。